

第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画におけるパブリックコメント等に対する県の考え方

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p>犯罪被害者やご家族は、被害を受けた直後は精神的ショックが大きく、どこでどのような支援を受けることができるのか調べたりすることもできなかつたり、そもそもどんな支援があるのかも分からなかつたりすると思います。</p> <p>被害を受ける前から、被害を受けた時にはどういう支援を受けることができるのか、どこへ相談すればいいかを知っておくことが大事だと思うので、しっかり県民全体に伝えていってほしい。</p>	<p>犯罪被害者やそのご家族は、犯罪被害により様々な課題を抱えることになるため、そうした方々を県の総合的対応窓口などの相談先や各支援機関・団体等に繋げる必要があります。</p> <p>県では、相談先に関する情報について、被害者遺族の講演会、展示などのイベントを定期的で開催するほか、テレビ、新聞等マスメディアやインターネット等を活用した広報啓発活動を通じて、より多くの県民の方に、日頃から関心をもっていただけるよう取り組んでまいります。</p>
2	<p>地域コミュニティが形成されていた一昔前までは、住宅等に施錠しないまま出かけることが通常であったが、今は違う。近隣に集合住宅が整備されU・Iターナーが増えてきたこともあり、同じ住民として防犯意識を高め、犯罪抑止に共に取り組むことが必要だと感じている。</p>	<p>無施錠による盗難被害の発生状況や危険性等について、各種防犯講習等を通じて注意喚起を行い、鍵掛け運動の普及促進を図ることにより、鍵掛をはじめとした様々な防犯意識の醸成に努めてまいります。</p>
3	<p>2年越しのコロナ禍で先行きが見通せない中であって、大阪ビル放火事件のような無差別殺人、他者を巻き込んだ拡大自殺の模倣犯は、都市部だけでなく地方にも潜在しているのではないかと。</p> <p>殺人などの犯罪は決して起こってはならないものであるが、万が一発生した場合の被害者救援の制度を整えることは、安全な地域社会を築く上で不可欠であると思う。</p>	<p>ご意見のとおり、無差別殺人等のような死傷者が多数発生するような事件や事故については、決して発生してはならないものがありますが、万が一発生した場合には、被害者やそのご家族それぞれの状況に応じた支援を迅速に行う必要があります。</p> <p>死傷者多数事案発生時に備え、県や警察、関係機関や団体等が連携して対応する体制を整備してまいります。</p>

4	<p>≪改定案46ページ目の「※32 有害情報」の解説内容について≫</p> <p>「【島根県青少年の健全な育成に関する条例第25条に規定する、】インターネット上の不適切情報のうち青少年に有害な情報のこと。」等の内容に改めるべき。</p> <p>第4期基本計画においては、「有害情報」について「島根県青少年の健全な育成に関する条例第25条に規定する、青少年がインターネットの利用により得られる情報で（中略）青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの」との解説があり、「有害情報」を見せない環境の整備があくまでも条例の内容に基づく対応であることが明示されていた。</p> <p>しかし、第5期基本計画では「有害情報」の解説から県条例に関する記述が除かれ、この関係が明示されなくなっている。県条例の内容との関係を再度明示すべきであると考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、島根県青少年の健全な育成に関する条例第25条において、「有害情報」について定められており、また、本基本計画の取組においても、当該条例に則したものと明示すべきと考えますので、「有害情報」の解説内容について、「島根県青少年の健全な育成に関する条例第25条に規定する、青少年がインターネットの利用により得られる情報で、その内容が、性的感情を著しく刺激するものや粗暴性・残虐性を著しく助長するもの、自殺・犯罪を誘発するもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの。」といたします。</p>
5	<p>≪P46「※32 有害情報」の解説について≫</p> <p>「インターネット上の不適切情報のうち青少年に有害な情報のこと。」とあるが、人によって抱く印象が異なり、定義のない文言を計画に記載するのはふさわしくない。</p> <p>島根県青少年の健全な育成に関する条例25条で「有害情報」とは、インターネットの利用により得られる情報であって、性的感情を著しく刺激するもの・粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの・自殺又は犯罪を誘発するもののいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものと規定されている。</p> <p>「第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」では「有害情報」の解説は、ほぼ条例に則している文言である。</p> <p>根拠のない文言ではなく、「第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に記載していた文言に戻すべき。</p>	<p>上記に同じ。</p>

6	<p>《注釈32の『有害情報』の規定について》</p> <p>この項目に以下の文面を追加してください。</p> <p>『但し、有害情報とされている物は犯罪とされている物ではない事に留意しなければならない。又、文化や宗派、そして当時の風習や科学技術によって合法または有益とされていた風習や物品があり且つ後年の政治的・宗教的理由により有害とされた可能性について留意しなければならない。</p> <p>あくまで現代での価値観である事を念頭に置かなくてはならず、且つその情報を遮断する事によってそれに対する知識が不足し却って重大な事態、又は犯罪等に巻き込まれる可能性を考慮しなければならない。』</p>	<p>上記に同じ。</p>
7	<p>《『様々な団体と連携した地域ネットワークづくり』について》</p> <p>『地域行事への県民の積極的な参加や異世代交流等の地域における住民の交流活動の促進』とありますが、これは諸刃の剣と言わざるをえません。</p> <p>なぜなら地域の状況によっては却って地域と切り離れた生活した方が、犯罪に巻き込まれない・加害者にならない可能性が高い事があるのです。</p> <p>これは別に暴力団系や貧困系といったものだけに留まりません。</p> <p>ですので『この項目を使った参加強制等はしない・させない』として下さい。</p>	<p>誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けては、地域における自主的な防犯活動を継続、活性化するとともに、それぞれの活動が地域で連携を深めていくための取組を推進すべきと考えています。</p> <p>そのため、地域の助け合いや絆が残る本県においては、『地域行事への県民の積極的な参加や異世代交流等の地域における住民の交流活動の促進』が必要と考えます。</p>
8	<p>《『子ども・女性みまもり運動』について》</p> <p>昨今の放火による大量殺人事件を見る限り「子ども・女性みまもり運動」を「県民みまもり運動」に直ちに變更すべきです。</p> <p>見捨てられていると思っている成人男性に『成人男性も見守り対象だよ』というメッセージを早急に送って下さい。</p>	<p>子ども・女性みまもり運動については、防犯上配慮を要する子どもや女性について、事業者や団体による自主的な見守り活動を実施していただいています。そして、この取組による効果は、子どもや女性のみならず、県民全体の安全安心に寄与しているものと考えます。</p> <p>引き続き、子ども・女性みまもり運動の普及・拡大を図って参ります。</p>

9	<p>≪『民間の建物や住宅での門灯の点灯促進』について≫</p> <p>促進するなら電灯代や電気代を補助して下さい。 電気代だの工事費だのと、なに気に馬鹿に出来ない金額になります。</p>	<p>まち全体を明るくすることで、夜間における犯罪を抑止または防止するため、自治体や地域の方への街路灯の設置や住宅による門灯の点灯などのご協力をお願いしています。</p> <p>自分たちの地域を守るため、なるべくご負担のないように、できる範囲で行っていただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。</p>
10	<p>≪『出所者を含む更生希望者や生活困窮者への支援』について≫</p> <p>最強の防犯は『犯罪をする必要が無い社会の構築』です。</p> <p>ですので、生活困窮者に対する資金や住居の支援を推進する必要があります。</p> <p>また、犯罪や非行を行ったり、又はそれらに近い事をしなければ生活できなかった人が安心して更生出来る社会を作らなければなりません。</p> <p>基本計画に『加害者の更生への支援』『困窮者への支援』を加えるべきではないでしょうか。</p>	<p>出所者への支援や再犯防止につきましては、島根県再犯防止推進計画により、また、生活困窮者への支援については、生活困窮者自立支援制度により、それぞれ支援を行っております。</p> <p>島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画においては、防犯活動や犯罪被害者等支援の視点から、各種施策を推進してまいります。</p>